

医療法人 回生会
堤病院 訪問看護ステーション

〈 重要事項説明書 〉

堤病院 訪問看護ステーション が提供する訪問看護サービスをご利用いただくにあたり、予め以下について説明させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 法人概要

法人名	医療法人 回生会 (イリョウホウジン カイセイカイ)
所在地	〒868-0004 熊本県人吉市九日町100番地
代表者	理事長 堤 悦朗
連絡先	[堤病院附属九日町診療所] TEL 0966 - 22 - 2251 / FAX 0966 - 24 - 9740

2. 事業者概要

事業者名	堤病院 訪問看護ステーション
事業者番号	43
所在地	〒868-0083 熊本県人吉市下林町226番地 (堤病院併設)
管理者	大寺 恵里子 (看護師)
連絡先	TEL 0966 - 22 - 1010 / FAX 0966 - 22 - 0203

3. 営業日・時間 及び 緊急・急変対応

月・火・水・木・金・土 曜日	9:00 ~ 17:00
休業日	日曜日 (※ 祝日は、状況に応じて休業します。)
緊急・急変時連絡	24時間 対応可 (※ オンコール担当者が対応します。)

4. 職員の体制

管理者	1名 (看護師 兼任)
看護職員	看護師・准看護師 3名以上 (管理者を含む)
その他の職員	理学療法士等 必要数

5. 訪問看護サービスの提供地域

通常の訪問看護サービスの実施地域は、人吉市周辺エリア (人吉市 / 錦町 / あさぎり町 / 球磨村 / 相良村 / 山江村) に限らせていただきます。

6. 事業の目的

医療法人回生会 が開設する 訪問看護ステーション は、指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために、人員 及び 管理運営に関する事項を定めており、看護師 及び その他の職員が、医師によって指定訪問看護の必要性が認められた利用者に対し、適切な訪問看護サービスを提供することを目的としています。

7. 訪問看護サービスの内容

- ① 病状等の観察
- ② 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持
- ③ 食事 及び 排泄等の日常生活の支援
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護の方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他 医師の指示による医療措置

8. 連絡先

➔ 堤病院 訪問看護ステーション

連絡先(代表) : 0966-22-1010

※ 上記 連絡先(代表) の他、担当する看護職員は専用の携帯電話を持っています。

※ 緊急時 及び 急変時 の連絡は、オンコール担当制によって24時間対応可能です。

営業時間外の場合は担当する看護職員ではなく、上記の連絡先(代表)にご連絡ください。

詳細は、担当する看護職員より説明させていただきます。

9. 各種相談 及び 苦情 連絡先

各種相談や苦情等については、下記の連絡先が窓口となります。

■ 堤病院 訪問看護ステーション 相談窓口

責任者	大寺 恵里子 (看護師)
連絡先	0966-22-1010
営業時間	9:00 ~ 17:00
面談等	事業所内に面談室がありますので、遠慮なくご相談ください。

■ その他の苦情・相談窓口

熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地	熊本県熊本市東区健軍1丁目18番7号
	連絡先	096-214-1101

10. 利用料

介護保険及び医療保険から訪問看護サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割又は2割又は3割となる額が自己負担額の目安となります。(※下記「利用料負担割合表」参照)

介護保険が適用される詳しい利用料金は、別紙「介護保険適用の利用料一覧」をご参照ください。

但し、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額が自己負担となります。

また、医療保険による訪問看護サービスの利用には、別紙「医療保険による訪問看護の利用料」をご参照ください。

【介護保険適用】 利用料金 = 《基本料金》 + 《各種加算》

※ 上記「利用料金」に加えて、介護保険適用外で実費分のサービス料が発生する場合があります。

■ 利用者負担割合

要介護認定を受けている 65歳以上で 第1号被保険者	本人の合計所得金額 220万円以上	同一世帯の第1号被保険者 (本人含む)の年金収入 + その他の合計所得金額が	単身世帯 346万円以上	3割
			2人以上 463万円以上	
			単身世帯 280万円以上 346万円未満	2割
	2人以上 346万円以上 463万円未満			
	本人の合計所得金額 160万円以上 220万円未満	同一世帯の第1号被保険者 (本人含む)の年金収入 + その他の合計所得金額が	単身世帯 280万円未満	1割
			2人以上 346万円	
単身世帯 280万円以上 346万円未満			2割	
2人以上 346万円以上 463万円未満				
本人の合計所得金額が160万円未満			1割	

■ 実費負担

- ① 利用者がお亡くなりになった場合の「エンゼルケア(死後の処置)」を依頼される場合は、税別10,000円の費用を請求させていただきます。(※保険適用外)

- ② 「サービスの提供地域」を越えて行う訪問看護に要した交通費は、その実費を請求させていただきます。

尚、自動車を使用する場合には、通常の事業の実施地域を越えた地点より1 km あたり20 円（片道）で計算された額を追加して請求させていただきます。

11. 請求・支払方法

- サービス利用料は、月末締1 ヶ月分を翌月上旬に「ご請求書」として郵送、又は、訪問時に直接お渡ししてお知らせいたします。
- お支払方法は、「窓口払い」「口座引落」からお選びいただけます。
※ 請求やお支払方法についてのご不明な点は、担当者 又は 事務所（0966-22-1010）までお問い合わせください

12. 利用料の滞納

契約書 第6 条（利用料の滞納）に準じます。詳細は、契約書内の各条項をご確認ください。

13. 個人情報の提供 又は 取扱い

訪問看護サービスの提供にあたり、適切な保険医療サービス 及び 福祉サービスが多様な手段で各事業所から効率的に提供されることを目的として、利用者 及び そのご家族の必要な情報について情報の提供 又は 収受を行います。

また、把握した利用者 及び そのご家族の個人情報等については、運営規定 並びに 契約書 第10 条（個人情報の保護）に則した取扱いと運用を行います。

14. その他

訪問看護サービスの提供開始前 又は 初回訪問時にサービス提供に関する訪問曜日・時間等を取り決めますが、業務上の都合により利用者 及び そのご家族に不都合の無い範囲で変更等を相談させていただくことがありますので、その際は、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上

《 2024 年 5 月 策定 》